様式第11号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

粕屋町長

措置(解除・変更)通知書

知的障害者福祉法第16条第1項(第2号・第3号)の規定による措置については、次のとおり(解除・変更)することに決定しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 措置更新氏名解除者 | 　 |
| 解除 | 措置解除年月日 | 　 |
| 更新 | 措置更新期間 | 　 |
| 施設(職親) | 施設名(職親名) | 　 |
| 所在地(居住地) | 　 |
| (解除・変更)の理由 | 　 |
| その他 | 　 |
| この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に粕屋町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、粕屋町長を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます。(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) |